

IWATE TRUCKING REPORT

岩手県トラック情報

2024
令和6年度

8月

第1号



公益社団法人

岩手県トラック協会

〒0202-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南二丁目9番1号

TEL 019-637-2171 FAX 019-638-5010

ホームページ <https://iwatokyo.or.jp/>

目次

本誌裏面に「Gマーク」「引越安心マーク」、11ページにてGマーク申請方法の変更について掲載しております。

- 1 岩手県トラック協会第12回通常総会開催／会長挨拶／決議／表彰伝達式・表彰式
- 2 来賓祝辞／岩手県警察本部より感謝状の贈呈／経営者セミナー／親睦ゴルフ大会
- 3 岩手県トラック情報令和6年度 助成事業一覧
- 4 Gマーク申請説明会開催／
持続的な発展を目指す運送会社のための「稼ぐSDG's経営」セミナー／日常点検講習会
- 5 運転者安全講習会(二戸)開催／岩手県トラック協会ダンプトラック部会
- 6 高速安協 通常総会開催／
岩手県トラック協会青年経営研究会第38回通常総会令和6年度第1回定例研修会
- 7 令和6年度 「交通事故防止・労働災害防止安全大会」開催
- 8 令和6年度 整備管理者選任前研修の実施について
- 9 適正化事業巡回指導実施状況について(4月～5月)
- 10 令和6年度 否の割合順位別・詳細グラフ(4月～5月)
- 11 新たに運転者を雇い入れた際の指導について
- 12 高齢運転者(65歳以上)への対応について
- 13 【陸災防】7月～9月 技能講習・安全衛生教育等実施予定
陸災防岩手県支部が実施する講習、安全衛生教育に関する助成制度について
- 14 会員事業者の関係する重大交通事故の発生状況について
- 15 労働災害の発生状況について
- 16 苦情受付状況について
- 17 会員の動きについて

増車・減車の際は岩ト協へも忘れずにご報告ください。

会員の皆さまから毎月(霊柩会員は半年毎)納入頂いております協会費・陸災防会費の車両割の金額につきましては、各社様からの車両台数の増減の報告により毎月変更をかけております。

協会では、請求額に誤りのないよう細心の注意を払っておりますが、協会への増車・減車のご報告が無いために、協会で把握している車両数とズレが生じる場合があり、その為、数か月後に「請求書の車両割が多いので遑って請求金額を減らして欲しい」旨の依頼がございます。

増減のご報告が無い場合、遑っての請求書の修正(増額・減額とも)は行いません。悪しからずご了承ください。

正しい金額の請求書をお送りするためにも、請求書の内容を今一度ご確認頂き、相違がございましたら速やかにご連絡下さいますようお願い申し上げます。

岩手運輸支局へ増車・減車届と同時に、岩ト協へも事業計画変更届(控)をFAX(019-638-5010)願います。



(公社)岩手県トラック協会 第12回(令和6年度)通常総会を開催しました。

令和6年5月28日(火)、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングにおいて、第12回目となる通常総会を開催し、当日は会員631社から105名(委任状322通、議決権総数427個)が出席し、令和5年度の事業経過について報告した後、令和5年度決算、欠員役員の補充選任について上程され、いずれも異議なく承認されました。



【会長挨拶】

総会開催に先立ち、高橋会長が次のように挨拶を述べました。

まず、人手不足、燃料高といった厳しい環境の中、しっかりとした事業運営を行っていただきありがとうございます。

2024年問題として、業界の人手不足がメディア等で取り上げられる機会が増えている。様々な見方があるものの、運転手不足の問題は、今後一層深刻さを増すのではないかと感じています。

物流二法が成立し、参入規制が緩和され自由競争が促された時代、メリットを享受した事業者の中にはいたかもしれませんが、事業者が爆発的に増加する中、ダンピングや過剰な付帯サービスを実施するなど、仕事を取るために事業者自らが過当競争を繰り広げた経緯もあり、ここにきてこれを改めようと思っても、荷主の理解を得るのは容易ではないと思います。

しかし、ドライバー不足に端を発する2024年問題を契機に、結果として業界には非常に良い風が吹いていると思います。まだまだ厳しい環境が続いていますが、まずは現状を荷主さんにお伝えするところから、いろんな方向に話を膨らませていければ良いと思っています。運賃・料金だけでなく、例えば燃料サーチャージや、高速料金を別途収受するなど、考えられるポイントはいっぱいあるはずですから、視野を広く持って荷主さんとしっかりと向き合っていただきたいと思います。

また、今年度、いくつかの支部総会に出席させていただきましたが、財政に大きな差があるということをおぼろげに感じました。今年度中に様々な検討を重ね、現状を踏まえつつあらためて支部への支援体制を構築してまいりたいと考えております。

引き続き、会員の皆様のお役に立てるよう、協会運営に取り組んでまいりますので、ご理解、ご支援を今後とも宜しくお願いいたします。本日は宜しくお願いいたします。



【決議】

岩ト協青年経営研究会 菅谷忠寿 会長が演壇に立ち、6項目のスローガンを含めた決議(案)を力強く朗読して提案し、満場一致で異議なく了承されました。



- 従業員教育を徹底し、車輪脱落・飲酒運転・重大交通事故・労働災害を根絶しよう
- 「働き方改革」を着実に推進しドライバーの労働環境の更なる改善を図ろう
- 事業継続を見据えた運賃・料金の獲得に向け「標準運賃」「標準運送約款」を積極的に活用しよう
- 広報活動を積極的に展開し業界のイメージアップと荷主交渉推進の機運を高めよう
- 適正化事業を推進し法令順守の徹底と業界のレベルアップを図ろう
- 環境負荷低減・環境保全に向け各種対策事業を積極的に推進しよう

【表彰伝達式・表彰式】

通常総会終了後、来賓の皆様をお迎えし、表彰伝達式、表彰式を開催いたしました。

全7部門、42名と15事業所が受賞し、高橋会長から各部門の代表者に対し表彰状と記念品が授与されました。受賞された皆様、おめでとうございます。



【来賓祝辞】

ご臨席いただきました23名のご来賓の内、4名の方からご祝辞を頂戴した後、改めてご来賓を紹介し、最後に祝電披露を行い、セレモニーを終了しました。

①東北運輸局 岩手運輸支局長 佐々木久哉 様
③岩手労働局長 栗村 勝行 様

②岩手県商工労働観光部 副部長 橋場 友司 様
④岩手県警察本部 交通部長 吉田 知明 様



【岩手県警察本部より感謝状の贈呈】

セレモニー終了後、岩手県警察本部より、岩手県トラック協会の長年にわたる警察活動への協力に感謝の意を表し、吉田交通部長から高橋会長に感謝状が贈呈されました。



【経営者セミナー】

総会関連セレモニー終了後、NHK「みんなで筋肉体操」やスポーツ科学に関する多数の著書でおなじみ、順天堂大学 スポーツ健康科学部教授の谷本道哉 氏を講師にお迎えし、「筋肉体操と超ラジオ体操とお散歩」～人生



110年時代を目指して～と題して今年度第1回目となる「経営者セミナー」を開催いたしました。普段の正しい姿勢を心がけることによる体調の改善や、正しいフォームで行う筋トレの効果等について説明された他、仕事の合間にデスクで取り組める各種筋トレを紹介、受講者全員で体験しながらの楽しいセミナーとなりました。

※経営者セミナー終了後、懇親会を開催。

親睦ゴルフ大会

総会翌日の5月29日(水)盛岡ハイランドカントリークラブ(盛岡市猪去釈迦堂)において、恒例となりました親睦ゴルフ大会が開催されました。県内全域から54名の方に参加いただき、14組、3コーススタートで、晴天の下、終始和やかな雰囲気の中で盛会裏に終了いたしました。なお、結果は次の通り。



優勝した北上Bチーム

上位入賞おめでとうございます！

■ 団体の部

【優勝】北上Bチーム

金田 京一さん、佐々木一宏さん
中島 正善さん、中村 正樹さん

【準優勝】水沢Bチーム

菊地 輝美さん、玄本 誠治さん
伊東 努さん、今野 亮さん

【3位】花巻Bチーム

駒ヶ嶺喜輝さん、渡部 明さん
岩崎 健一さん、三浦 一弘さん

■ 個人の部

【優勝】

直井 勝広さん

【準優勝】

佐々木秀幸さん

【3位】

金田 京一さん

岩手県トラック情報令和6年度 助成事業一覧

岩ト協が実施する令和6年度の助成事業をお知らせいたしますので有効にご活用下さい。
また、一般項目については予算上限に達し次第、年度途中であっても受付を終了いたしますので、
予めご了承下さい。なお、予算の執行状況は毎月初に協会 HP でお知らせしておりますのでご確認ください。

助成制度		助成額		備考		申請締日	
優先項目							
健康診断		・ 定期健康診断 上限3,000円/名 ・ 深夜業務従事者 上限1,500円/名 ※上限金額に満たない場合実費額		会員名簿記載の車両台数と同数		令和7年3月14日	
適性診断		・ 一般診断 2,400円/名 ・ 初任診断、適齢診断 4,800円/名		・ 一般診断：会員名簿記載車両台数の1/3 ・ 初任、適齢診断：併せて // の1/5		令和7年2月末日	
運転記録証明書等		670円/通		会員名簿記載の車両台数と同数			
運行管理者一般講習		上限3,500円/名					
一般項目							
健康診断(脳ドック)		上限15,000円/名 ※上限金額に満たない場合実費額		会員名簿記載車両台数の1/10(端数切上)		令和7年3月14日	
ドライブレコーダー機器		・ 機器購入価額の2/3 (千円未満切捨) ・ 運行管理連携型 上限20,000円/台		・ EMS機器助成と併せて20台/事業者 ※所有台数20台未満の場合会員名簿記載の車両台数と同数		令和7年2月20日	
アルコール検知器		・ 機器購入価額の1/2 (千円未満切捨) ・ ハンディ記録式 上限120,000円/事業者 ・ 据置記録式 上限30,000円/台		・ ハンディ記録式：助成上限まで申請可 ・ 据置記録式：3台/事業者 (1台/営業所迄)			
運行管理者基礎講習		5,000円/名		3名/事業者		令和7年2月末日	
EMS 機器		・ 機器購入価額の2/3(千円未満切捨) ・ 上限 20,000円		・ ドラレコと併せ20台/事業者 ※所有台数20台未満：会員名簿記載の車両台数と同数		令和7年2月20日	
グリーン経営認証制度		新規認証登録 50,000円 (上限)		県内3 営業所/事業者		令和7年3月14日	
フォークリフト運転技能講習		3,000円/名		10名/事業者		令和7年2月末日	
安全衛生教育講習		・ 交通労働災害防止担当管理者教育 2,000円/名 ・ 荷役災害防止担当管理者教育 1,000円/名 ・ 安全衛生推進者能力向上教育 2,000円/名 ・ フォークリフト運転業務従事者教育 2,000円/名 ・ 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育 2,000円/名 ・ 積卸し作業指揮者安全教育 1,000円/名 ・ テールゲートリフター特別教育 (新) 2,000円/名		延べ10講習/事業者		令和7年2月末日	
近代化基金融資推薦及び利子補給制度		利子補給率 0.5% (前年度から+0.1%アップ)		【融資枠】 ・ 一般融資 (特例含む) 30,000千円 ・ ポスト新長期等融資 30,000千円/年度 ※一般融資は既往の借入がある場合残債を差し引いた金額が融資限度		令和7年3月14日	
車輪脱落事故防止		・ 機器購入価額の1/2(千円未満切捨) ・ 上限 50,000円 + (5,000円×名簿記載の車両数)		・ 車両数が30両を上回る場合は、30両を上限とする。		令和7年2月20日	
自動点呼機器		上限150千円/台 (Gマーク事業者は上限300千円迄)		1台/事業者 (Gマーク事業者2台迄)		令和7年2月20日	
中小企業大学校講座		岩ト協、全ト協併せ受講料の2/3 ※1/3 (百円未満切捨) は受講者負担		延べ10講座/事業者		令和7年2月20日	
準中型・中型・大型・けん引免許		教習料の1/2 (上限100,000円/免許) ※千円未満切捨 ※限定解除、全ト協補助分含む		30万円/事業者		事前申請: 令和7年1月末日 助成金申請: 令和7年2月末日	
全ト協事業							
若年ドライバー確保のための免許取得支援		・ 特例教習: 受講費用の3分の1、上限100,000円 ・ 準中型免許: 上限40,000円 ・ 限定解除: 上限25,000円		30万円/事業者		令和7年2月20日	
働きやすい職場認証		・ 新規認証取得 (上位認証含む) 審査料、登録料: 上限30,000円 ・ 同位認証継続: 審査料、登録料: 上限20,000円 ・ 三ツ星新規取得: 審査料、登録料: 上限50,000円 (新)				令和7年2月20日	
ドライバー等安全教育訓練		・ 一般研修 (1泊2日) 10,000円 ・ 特別研修 (2泊3日以上 助成額は岩ト協HPに掲載)		2 名/事業者		岩ト協へお問い合わせください	
安全装置等		・ 後方 (モニター&カメラ)、側方 (モニター&カメラ・又はカメラのみ)、呼吸吹き込み式インターロック、IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器: 購入価格の1/2 (千円未満切捨) 各上限20,000円/基 ・ 側方衝突監視警報装置 (新) : 取得価格の1/2、上限10万円 ・ 大型車用トルクレンチ: 機器購入価格の1/2 (千円未満切捨) 上限30,000円/基		5基/事業者		令和7年2月20日	
血圧計		機器購入価格の1/2 上限50,000円/台		1台/事業所			
アイドリングストップ支援機器		・ 機器購入価格の1/2 (千円未満切捨) ・ 上限60,000円/基		5基/事業者			
環境対応車		詳細につきましては、岩ト協HPをご覧ください。					
トラック運転者のSAS (睡眠時無呼吸症候群) スクリーニング検査		・ 検査費用の1/2 ・ 上限2,500円/名 ※1次、2次検査セット受診		会員名簿記載車両台数の1/3 ※端数切上		事前申請R6/12/27 助成金申請: R7/1/末日	
その他全ト協助成事業 ・ 経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業 経営診断、改善相談、運賃交渉サポート費用に対する助成 最大52万円 (Gマーク事業者は最大59万円) ・ インターンシップ導入促進支援事業 職場体験の学生受入れに対する助成 3日間9万円、4日間11万円、5日間以上13万円 ・ 自家用燃料供給施設整備事業 軽油供給施設の新設、増設に対する助成 新設100万円、増設30万円							

Gマーク申請説明会 開催しました

令和6年5月14日(火)13:30から岩手県トラック協会総合研修会館において令和6年度の「貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)の認定申請に係る説明会を開催し、会員39社46名が参加しました。

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関の担当者が講師となりZOOMによる聴講と質疑応答が行

われ、後日YouTubeで配信されました。

今年度は、更新手続きと合わせ、きめ細やかな対応で会員事業所の認定率35%(新規10事業所の認定)を目標にしております。



持続的な発展を目指す運送会社のための「稼ぐSDG's経営」セミナー

令和6年6月12日(水)13:30から岩手県トラック協会総合研修会館において三井住友海上経営サポートセンターアドバイザー 竹内靖人氏、岩手銀行地域貢献部 小野寺浩之氏の両氏を講師に持続的な発展を目指す運送会社のための「稼ぐSDG's経営」セミナーを開催し、会員11社12名が参加しました。

セミナーでは、SDG'sの知識はもちろん、自社の事業活動とSDG'sとの関連を整理し、未来に向けた取組課題を定めるための方法や、2024年問題等の環境変化をビジネス



チャンスと捉え、稼ぐ力を向上させて会社の持続的な発展につなげるヒントについて学びました。



日常点検講習会

不正改造車排除月間である6月に合わせ、日常点検講習会を県内6か所で実施、県内94事業者から149名が受講しました。大型ディーラーより講師をお招きし、講習会前段(10分程度)に交通事故防止並びに労働災害防止(墜落・転落防止)について、「安全講習」を前年同様に実施するとともに、実車を使っの点検要領、車輪脱落事故防止(増し締め等)および転落防止等の実習を行いました。

年月日	時 間	会議・行事	場 所	備 考
06/11	10:00	日常点検講習会(水沢)	水沢研修会館	30名(21社)
06/12	10:00	日常点検講習会(宮古)	宮古湾フェリーターミナル	14名(10社)
06/12	10:00	日常点検講習会(大船渡)	シーパル大船渡	20名(10社)
06/13	10:00	日常点検講習会(花巻)	花巻研修会館	35名(18社)
06/14	10:00	日常点検講習会(久慈)	いすゞ自動車東北(株)久慈支店	11名(8社)
06/18	10:00	日常点検講習会(中央・路線)	岩手流通輸送センター	39名(27社)



運転者安全講習会(二戸)を開催しました

令和6年6月21日(金)、二戸研修会館(浄法寺町)において運転者安全講習会が開催され、二戸支部会員事業者の運転手を中心に19社から29名が参加しました。

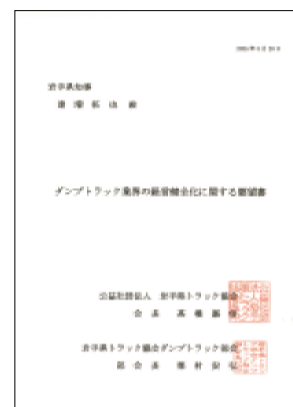
開催に当たり二戸支部、白梅勝行 支部長が日頃の安全運行に対する感謝とあいさつを述べ、講習をスタートしました。

二戸警察署 交通課 小山雛 企画係員が、「交通事故発生状況と交通事故・違反防止について」と題し、交差点や夜間時間帯の運転に係る注意点等について説明しました。また、岩ト協 三浦成雄 業務課長は、会員事業者が関係する重大交通事故、労働災害の発生状況と、それを踏まえた具体的な対策等について、また、全国的に多発している飲酒運転、大型トラックの車輪脱落事故について触れ、その根絶に向けては、各自の心がけと、日常点検や出発時の点呼を適切に行うことが重要であることを改めて説明し、二戸支部会員事業者からは絶対に惹起者を出さないよう要請しました。

岩手県トラック協会 ダンプトラック部会

ダンプトラック業界の経営健全化に関する要望行動を実施しました

令和6年5月20日(月)、岩手県庁8Fの会議室において陳情行動を実施しました。ダンプトラック部会からは、栗村安弘 部会長、鈴木義治 副部会長、堀口司 委員の3名が出席、岩手県からは、久保田和憲建設技術振興課総括課長他、総勢4名の職員の方々に対応いただき、栗村 部会長から久保田 総括課長に対し要望書を提出し、課題解決に向けた対応を求めました。要望項目は次の2項目。



1. 公共事業において「貨物自動車運送事業法」及び「改善基準告示」が遵守されるように、地方公共団体及び建設事業者を始めとした元請事業者等への周知徹底をお願いしたい。
2. 公共事業において「標準的な運賃」が支払われるように、地方公共団体及び建設事業者をはじめとした元請事業者等への周知徹底（特記仕様書への記載等）をお願いしたい。



今後は建設業協会や県土整備部との意見交換の場を設けるなど、要望実現に向け活動を継続していくこととしている。

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ①岩手県建設技術振興課総括課長 | 久保田和憲 氏 |
| ②部会長 | 栗村建設(株) 代表取締役 栗村 安弘 (大船渡) |
| ③副部会長 | (有)栄和興業 代表取締役 鈴木 義治 (一 関) |
| ④委員 | (有)堀幸運輸 代表取締役 堀口 司 (二 戸) |

高速安協 通常総会開催

岩手県高速道路交通安全協議会(高橋嘉信 会長)は、6月24日(月)、岩手県トラック協会総合研修会館、大研修室において、令和6年度の通常総会を開催し、令和5年度の事業活動報告、収支決算並びに令和6年度の事業計画(案)、収支予算(案)について上程し、異議なく承認されました。出席者は19名。

開会に当たり高橋会長が挨拶に立ち、日頃の協議会運営への協力に感謝を述べた他、働き方改革の推進に当たっては高速道路の有効活用が必要不可欠であり、安全・安心な高速道路環境の維持のため、引き続き、会員各社に対して理解と協力を求めました。

議案審議終了後、来賓としてご臨席いただいた、東北運輸局 岩手運輸支局 首席陸運技術専門官 久米徹 様、岩手県警察本部交通部高速道路交通警察隊 隊長 小山強 様から、それぞれ祝辞を頂戴しました。

また、協議会の長年にわたる事故防止活動に対し、高速道路交通警察隊、小山隊長から高橋会長に対し感謝状が贈呈されました。

議案審議終了後、菅原良徳 理事(東磐運送(株)代表取締役)が、決議(案)を朗読して提案し、満場拍手でこれを了承し、総会を終了しました。



高橋嘉信 会長



岩手県トラック協会 青年経営研究会 第38回通常総会 令和6年度 第1回定例研修会



菅谷忠寿 会長

去る令和6年6月4日(火)14:00よりコミュニケーションギャラリーLiRiOにて、岩手県トラック協会 青年経営研究会 第38回通常総会ならびに令和6年度 第1回定例研修会が開催されました。

開催に先立ち菅谷会長が「青年経営研究会はあと2年で40周年の節目を迎えるが業界は厳しい状況である。次世代を担う経営者層である我々で情報交換、交流を深め10年、20年後も物流が絶たれないようにしたい。」と挨拶し、第1号議案から第3号議案について満場一致で承認されました。

総会終了後に開催された第1回定例研修会では、「事例に学ぶ、物流DXの推進ポイント」と題して、アセンド(株)代表取締役社長 日下瑞貴 氏から講演いただきました。

「デジタル化は、現状のオペレーションを紙媒体から電子媒体への置き換えやツール導入による省力化が主であり、多くが実施・導入して終わりという認識となっている。」一方、「DX化は手法や組織体制自体の抜本的な見直しも視野に入れてシステム化するもので、『何をしたい→どうした→どうなった』というサイクルで進めていくものである。」といったDX化の考え方から、システム導入事例を踏まえた説明が行われました。またシステム導入に係るコストは主流となってきているクラウドサービスで基礎的な部分は他社と共有する形で開発をすれば、その分費用を分割でき、比較的安価に導入が可能となるなど、導入はコストも含めた具体的な事例を多数紹介いただきました。



日下瑞貴 氏

令和6年度「交通事故防止・労働災害防止安全大会」開催しました

令和6年7月9日(火)13:30から、矢巾町の総合研修会館、大研修室において、標記安全大会を開催し、県内全域から168名／146社が参加しました。

本大会は、毎年上期(1月～6月)に発生した会員事業者が関係する重大交通事故、労働災害の発生状況等について確認し、その傾向並びに具体的な対策について周知を図ることで、下期に向けて事故・労災防止意識を高め未然防止につなげることを目的に、平成26年度から継続しており、今年で10回目の開催となります。(令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大を受け中止)

開催に当たり、黒澤信副会長(交通・環境委員長)がハインリッヒの法則を例に、「300の軽微なヒヤリハット事案を潰していくことで、大きな事故の根絶に繋がっていく」とあいさつしました。また、来賓の岩手運輸支局 検査整備保安部門 首席陸運技術専門官 久米徹氏が、日頃の国土運輸行政への協力に対するお礼を述べ、引き続き事故防止の取り組みに対するご協力をお願いしたいとあいさつしました。

岩手県警察本部、岩手労働局の講話に続き、第二部として今年は趣向を変え、岩ト協からの報告に代えて「飲酒運転防止」をテーマに外部講師を迎えてのセミナーを開催しました。パッチを使用してアルコール耐性を確認するなど、工夫を凝らした内容で、飲酒運転根絶の思いを新たにしました。また、大会の締めくくりに交通・環境委員会 外館保之 副委員長が壇上に立ち、安全決意宣言を朗読して提案、満場拍手で了承し、下期の重大交通事故、労働災害防止を誓いあい、大会を終了しました。



来 賓	岩手運輸支局 検査整備保安部門 首席陸運技術専門官	久 米 徹 様
講 話	岩手県警察本部 交通部 交通企画課 課長補佐 岩手労働局 労働基準部 健康安全課 課長	田 中 慎 也 様 漣 磯 寿 様
講 演 講 師	「飲酒運転撲滅のために ～アルコール依存症という病気～」 ASK 認定飲酒運転防止上級インストラクター	千 葉 真紀子 様



黒澤副会長



久米首席



田中課長補佐



漣磯課長



千葉氏



外館副委員長

令和 6 年度 整備管理者選任前研修の実施について

令和 6 年度の整備管理者選任前研修について、岩手運輸支局では下記の日程により開催予定です。
受講を希望される会員事業者の方は、各申込受付期間を厳守し、申込書（別紙 1）へ必要事項を明記のうえ、岩ト協へメールまたは FAX によりお申込み願います。なお、申込を受け付けた旨のご連絡はいたしません。

申込先メールアドレス（岩ト協 業務課） **gyoumu_01@iwatokyo.or.jp**

申込先 FAX 番号（岩ト協） **019-638-5010**

受講料
無料

【受講対象】 整備管理者として選任（実務経験 2 年以上により）予定の方 ※自動車整備士資格をもつ場合受講不要

開催日程

~~第 1 回 令和 6 年 6 月 17 日（月）：【申込受付期間】 5 月 17 日～6 月 3 日 終了~~

第 2 回 令和 6 年 8 月 19 日（月）：【申込受付期間】 7 月 19 日～ 8 月 1 日

第 3 回 令和 6 年 9 月 24 日（火）：【申込受付期間】 8 月 23 日～ 9 月 10 日

第 4 回 令和 7 年 1 月 20 日（月）：【申込受付期間】 12 月 16 日～ 1 月 6 日

講習時間 13:30 ～ 16:00（受付開始 13:00 ～）

注意事項

必ずお申込みの際は 1 人につき 1 講習まで、
1 人の受講者が複数の開催日にお申込みしないようお願いします。

定 員 各回 **50 名**（協会受付順）
定員に達した場合は岩ト協 HP でお知らせします。 <https://iwatokyo.or.jp/>

会 場 （公社）岩手県トラック協会 2 階大研修室
矢巾町流通センター南 2 丁目 9-1（都合により変更することがあります。）

駐車場 岩手運輸支局駐車場をご利用ください。駐車場所については別紙 2 をご覧ください。

持ち物 氏名・生年月日及び現住所の確認できる身分証明書及び筆記用具、
下記 URL よりダウンロードできる研修資料（事前に受講者が各自印刷して持参するか、
受講者自身のスマートフォン・タブレット等で資料を見ながら受講いただきます。研修資料のダウンロードは無料ですが、ダウンロードや印刷にかかる通信費用等は受講者負担となります。）
<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/it/seibi/it-yuho51.pdf>

講習内容 ①整備管理者制度の趣旨・目的 ②整備管理者の業務、権限 ③点検、整備の方法
④整備管理者の関係法令について

本講習の主催は岩手運輸支局（検査・整備・保安部門 ☎019-638-2154（音声案内：2））です。講習内容等については岩手運輸支局へお問合せください。

適正化事業巡回指導実施状況について(4月～5月)

運送事業者等を訪問し、法令に基づいた運営、帳票類の記入等の指導を行っている巡回指導の項目は現在51項目あります。51項目のうち自主点検として、営業所が自主的に点検する項目は13項目、適正指導員が営業所を訪問し、実際の帳票類を閲覧する項目は38項目(霊柩事業者は26項目)となっております。その38項目についての指導結果をお知らせいたします。是非、参考にいただき、各社におかれましても適切な管理・運営が図られるよう、取り組みをお願いいたします。

巡回指導項目別調査結果

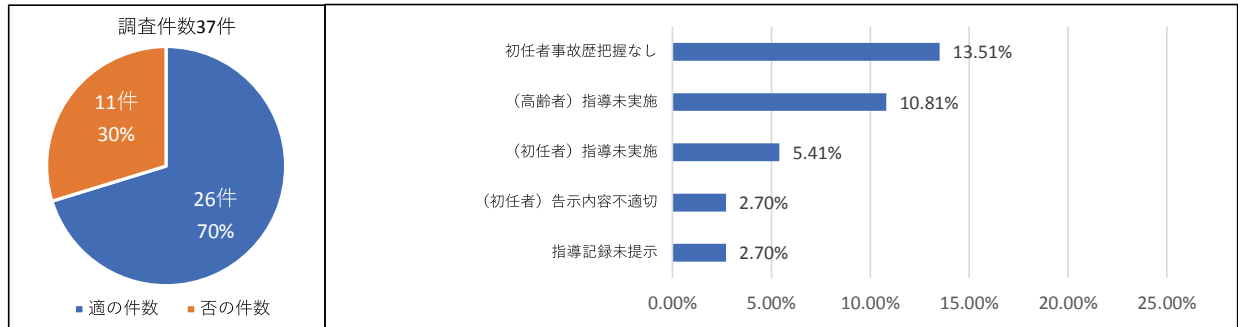
令和6年度 巡回指導項目別 (岩手県)

令和6年4月～令和6年5月

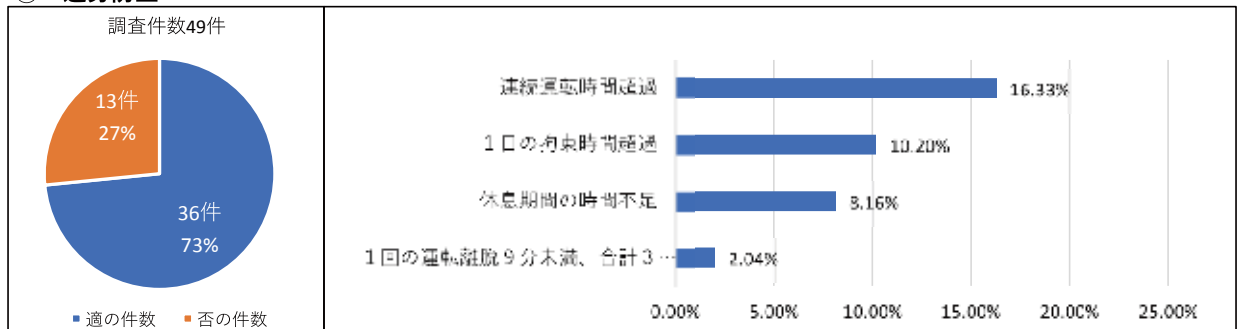
区分	重点	令和6年度			令和6年度															R6	R5	R4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		(※印は「特別積合せ」のみの調査事項、☆印は霊柩事業者は除外する)			調査件数	(否) 件数	(否) 率	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
Ⅰ. 事業計画等		(1) 主たる事務所及び営業所の名称・位置に変更はないか			49	1	2.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

令和6年度 否の割合順位別・詳細グラフ（4月～5月）

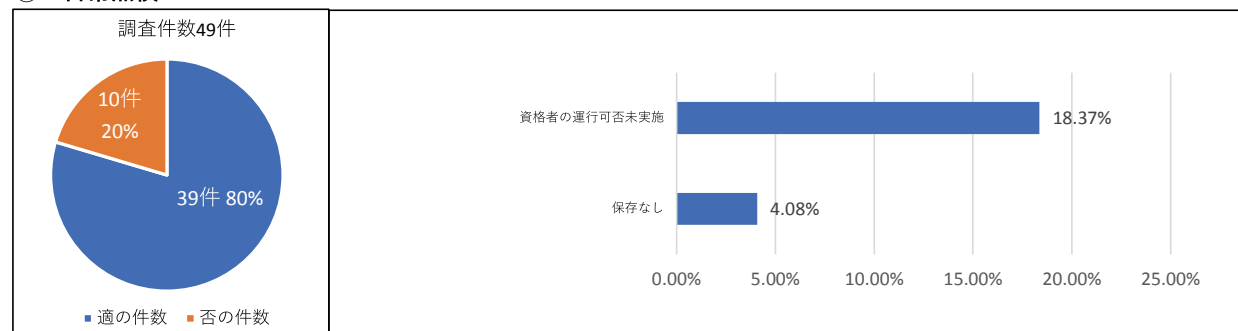
① 特定の運転者に対して特別な指導



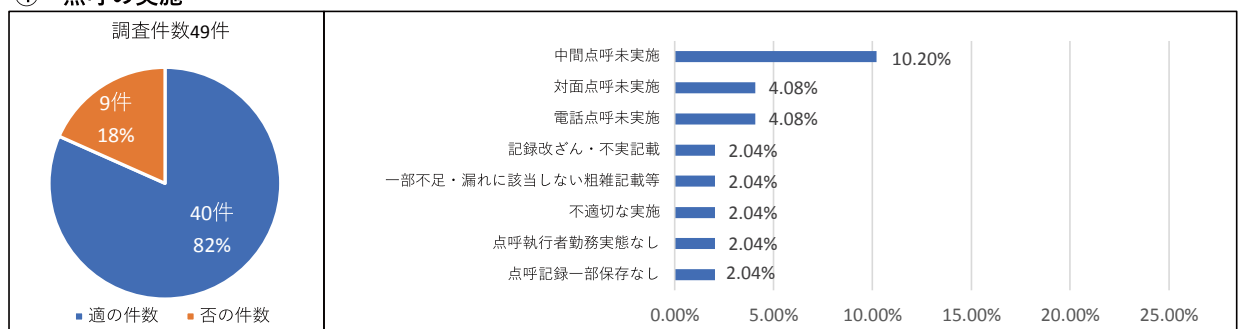
② 過労防止



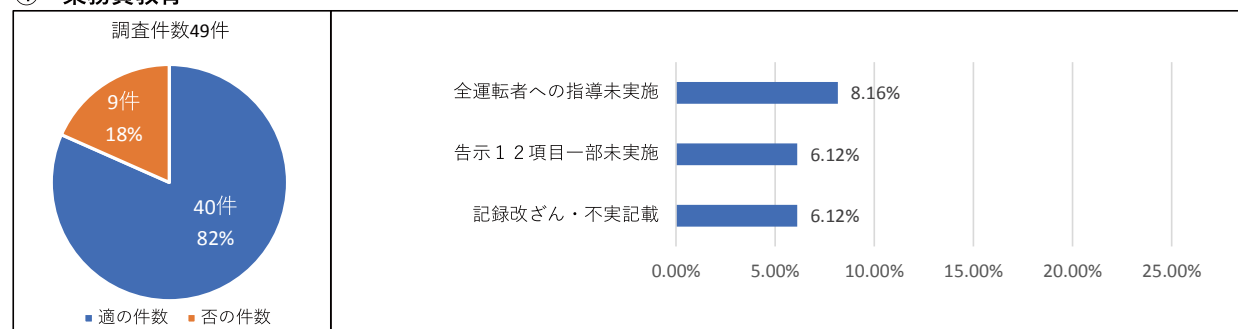
③ 日常点検



④ 点呼の実施



④ 乗務員教育



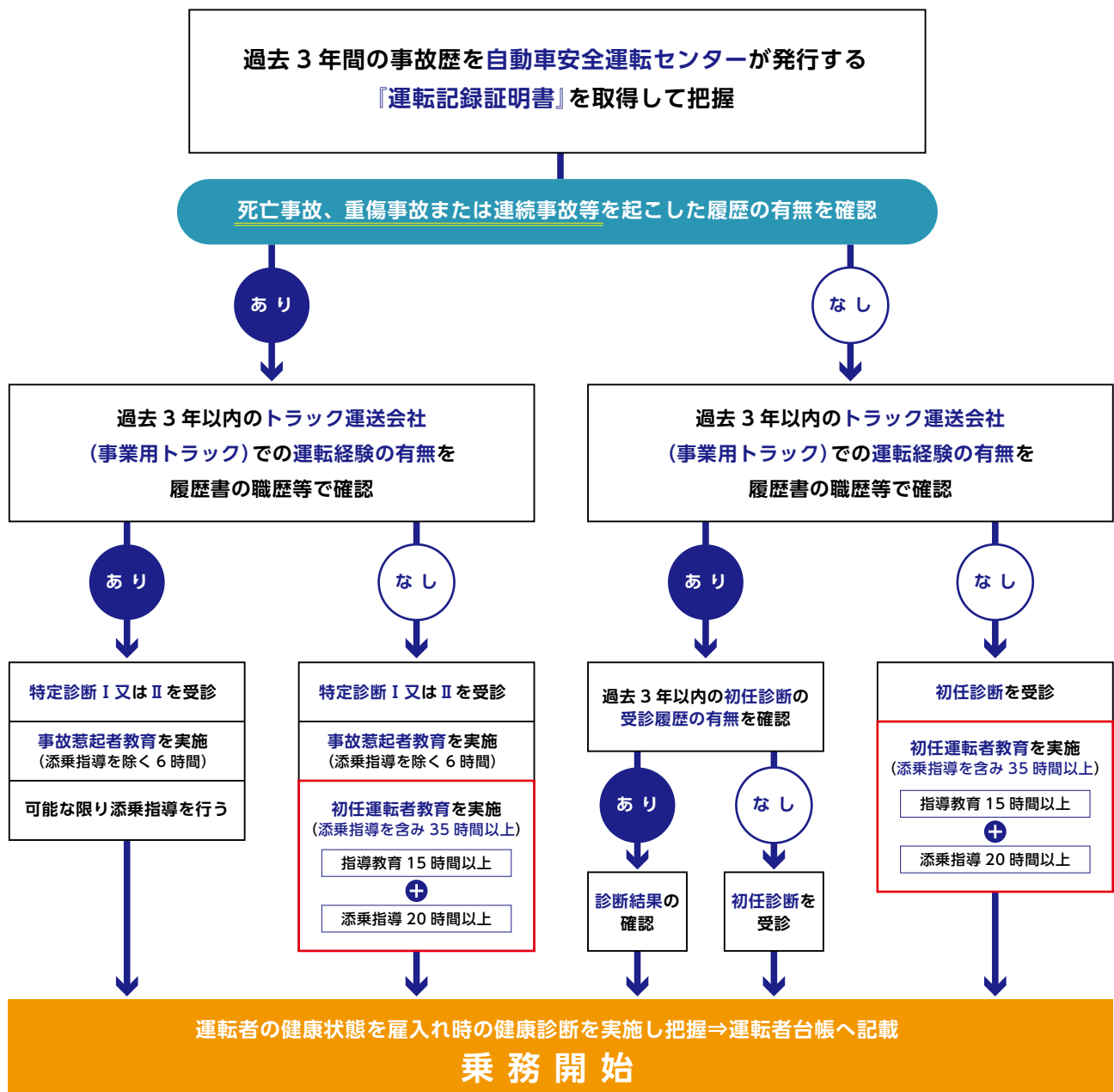
新たに運転者を雇い入れた際の 指導は大丈夫ですか？



平成29年3月12日から運転者に対して実施しなければならない指導・監督の内容をまとめた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」が改正されました。巡回指導で指導・監督指針に関する項目について「不適切」となる事業者が増えており、違反になりますと警告や場合によっては10日以上車両停止の行政処分となります。

以下、「トラック運転者新規雇用雇入れ時の確認事項」を参考にしながら、今一度、内容を確認し、適切な指導・監督を行うようお願いいたします。

○ トラック運転者新規雇用雇入れ時の確認事項 ○



★ 初任運転者教育は「指導の指針」に基づき 35時間（指導教育 15時間＋添乗指導 20時間）以上の時間で実施し、必ず記録を作成、保存（3年間）してください。

高齢運転者（65 歳以上）への対応について

step
01

適齢診断を受診

65 歳になったら、
66 歳になるまでの間で
適齢診断を受診する。



65 歳
~
66 歳

step
02

診断結果の確認と指導

適齢診断の結果が判明した後、
1ヶ月以内に特別な指導をおこなう。

社長、運行管理者等が
指導を行います。

重要 指導を行ったら、必ず記録を残し3年保存する。



step
03

3年以内ごとに受診

3年以内ごとに1回受診させる。
適齢診断の結果が判明した後、
特別な指導をおこない、
その記録を必ず保管する。

運転者台帳に転記すると
ともに運転者台帳または
指導教育記録に綴じる。

指導記録



標記講習、安全衛生教育等について次の通り開催いたしますので、計画的に受講されますようご案内申し上げます。なお、最新の情報は陸災防のホームページからご確認をお願いいたします。

技能講習

会場：矢巾…岩手県トラック協会総合研修会館

会場：金ケ崎…岩手県トラック協会水沢研修会館

はい作業主任者	矢巾会場	—	定員 80名	8/22(木)～23(金)	高さ2m以上のはい(荷扱い)作業に必要な作業を直接指揮する方の資格取得のための技能講習です。
フォークリフト 運転技能講習	矢巾会場	11時間コース	定員 10名	9/6(金)、7(土)	1t以上のフォークリフト運転業務(『就業規則』)に必要な資格取得のための技能講習
		31時間コース	定員 30名	9/6(金)、7(土)、 14(土)、15(日)	
	金ケ崎会場	11時間コース	定員 10名	10/8(火)、9(水)	
		31時間コース	定員 30名	10/8(火)～11(金)	

安全衛生教育

会場：矢巾…岩手県トラック協会総合研修会館

会場：金ケ崎…岩手県トラック協会水沢研修会館

荷役災害防止 担当者教育	矢巾会場	—	定員 30名	7/12(金)	「荷役作業の安全対策ガイドライン」での選任が必要な「荷役災害防止担当者」に対する能力向上教育。
交通労働災害防止 担当管理者教育	矢巾会場	—	定員 30名	8/2(金)	「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき選任された「交通労働災害防止担当管理者」に対する教育。
作業指揮者 車両系・積卸し	金ケ崎会場	—	定員 30名	8/29(木)～30(金)	車両系：フォークリフト等の「車両系荷役運搬機械等」を用いて作業する際に選任が必要な作業指揮者に対する能力向上教育。 積卸し：一の荷でその重量が100kg以上のものを貨物自動車に積卸作業を行う際に選任が必要な作業指揮者に対する能力向上教育。

特別教育

会場：金ケ崎…岩手県トラック協会水沢研修会館

テールゲート リフター操作業務	金ケ崎会場	—	定員 40名	7/5(金)	令和6年2月1日以降、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業に従事する労働者に対し、特別教育を行うことなどが事業者には義務付けられました。
--------------------	-------	---	--------	--------	---

(公社)岩手県トラック協会では、陸災防岩手県支部が実施する技能講習、安全衛生教育に対する助成事業を実施しています。受講した際には、忘れずに申請いただきますよう、ご案内いたします。

※詳細につきましては、岩手県トラック協会ホームページ、助成制度をご確認下さい。

●フォークリフト運転技能講習受講料助成

申請期間：4月1日～翌年2月末日

助成額：3,000円／名

助成上限：10名分／会員

提出書類：助成金交付申請書、終了証(写)※両面

**助成申請の
注意事項**

- ・年度をまたいでの申請はできません。
- ・3月受講分の講習は助成対象外です。
- ・助成期間内であっても、予算に達した場合は受付を終了します。予算の執行状況を岩ト協HP上で随時お知らせしてまいりますので確認ください。

●安全衛生教育受講料助成

申請期間：4月1日～翌年2月末日

助成額：下記のとおり 助成上限：10講習分／会員

提出書類：助成金交付申請書、終了証(写)

対象講習及び助成額

交通労働災害防止担当管理者教育	2,000円／名
荷役災害防止担当管理者教育	1,000円／名
安全衛生推進者能力向上教育	2,000円／名
フォークリフト運転業務従事者教育	2,000円／名
車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育	2,000円／名
積卸し作業指揮者安全教育	1,000円／名
テールゲートリフター操作業務特別教育	2,000円／名

陸災防岩手県支部が主催する講習のみが助成対象。 ※他の機関で受講した講習は助成対象外

会員事業者の関係する重大交通事故の発生状況について

令和6年1月以降、半年を経過いたしました。会員が関係する第一当事者となる重大交通事故は報告されておりません。この調子で無事故を継続できるよう、不断の取り組みをお願いいたします。(第二当事者となる事故は1件発生しております。)

一方、最重要課題の一つとして取り組みをお願いしております「大型トラックの車輪脱落事故防止」に関しましては、今年すでに1件の事故が報告されておりますことから、新年度を迎えて予算を拡大した「車輪脱落事故防止対策助成制度」も有効に活用いただきながら、今後、脱落事故を起こすことのないよう、従業員教育、整備・管理体制の徹底についてあらためてご協力をお願いいたします。

更に、もう一つの最重要課題であります「飲酒運転根絶」に関しまして、今年2月に飲酒運転による物損事故で1件の検挙事案が報告されております。あらためて申し上げるまでもなく、飲酒運転は決して許されざる犯罪行為ですので、従業員同士、日々声を掛け合いながら、絶対に各社から「犯罪者」を出すことのないよう、引き続きの取り組みをお願いいたします。

令和6年 重大交通事故発生概要(重傷事故・死亡事故)

主管地域 (所属地域)	発生日	道路種別	当事	死亡	重傷	事故内容
花 巻	1月15日	国道 直線路	2	0	1	17時11分頃、花巻市石鳥谷町の国道4号線で、走行車線の前方を塞いでいる事故車両を避けるため追越車線に車線変更しようとしたが、軽自動車がいいたことから回避できず、ブレーキを踏んだがスリップもありそのまま前方の事故車両に衝突し、その弾みで追越車線に入ってしまう、軽自動車が車両後部に追突した。現場は片側2車線の直線道路で、路面は積雪状態であった。 この事故で事故車両の運転者が肋骨骨折・肺損傷の重傷を負い、軽自動車の運転者がむち打ちとみられる軽傷を負った。

令和6年 飲酒・酒気帯び運転発生概要

主管地域 (所属地域)	発生日	道路種別	当事	死亡	重傷	事故内容
久 慈	2月26日	国道 駐車帯	0	0	0	12時50分頃、山形県新庄市の国道47号線下りにおいて、道路脇の駐車帯で休息を取った後に出発しようと後退したところ、後方の乗用車に接触した。運転者は接触したことに気付かず現場を離れたが、乗用車の通報を受けた警察から事業所に連絡があり、事業所から現場に戻るよう指示があったため、現場に戻り警察の事情聴取を受けていたところ、当該運転者の呼気からアルコールが検出されたため、酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕された。 当該運転者は、事故発生地点で飲酒(8:30から9:00の間)をし、アルコールが抜けていない状況で12:50頃に出発した模様である。

令和6年 交通事故発生概要(車輪脱落)

主管地域 (所属地域)	発生日	事故の種類	死亡	重傷	軽傷	事故内容
水 沢	1月17日	車輪脱落	0	0	0	10:40頃、奥州市胆沢の国道397号線を走行中、異音がしたためバックミラーを見るとタイヤが外れているのが見えたため停車した。確認したところ左後輪2本が脱落した。この事故による怪我人は無かった。外れたナットを見ると、ワッシャー付きナットのワッシャーとナットのガタつきが見られたため、これが原因でホイールナットの緩みが生じたと見られる。なお、定期的な増し締めは行っていたものの、当日の日常点検は目視で行っており、ホイール・ナットマーカ等は使用していなかった。

※赤い日付の案件は東北運輸局で開催している「車輪脱落事故防止キャンペーン」期間中(毎年10月～翌年2月)に発生

労働災害の発生状況について

令和6年6月18日現在の、労働災害発生状況についてお知らせいたします。

厚生労働省ではこれまで、新型コロナウイルス感染症の件数も含めた形で、労働災害の発生件数を公表してまいりましたが、令和6年からはこれを除いて公表することとしており、昨年の速報値とは異なった件数となっております。

労働災害発生状況(岩手県)〔令和6年5月：速報値〕

令和6年 6月18日現在

		死 傷 災 害 (休業4日以上)			死 亡 災 害		
		令和6年	令和5年	増 減	令和6年	令和5年	増 減
製 造 業		75	114	-39	0	0	0
	転倒災害(内数)	22	41	-19	0	0	0
鉱 業		3	0	3	0	0	0
	転倒災害(内数)	1	0	1	0	0	0
建 設 業		68	74	-6	4	1	3
	転倒災害(内数)	7	14	-7	0	0	0
運輸交通	道路貨物	40	55	-15	0	0	0
	転倒災害(内数)	11	13	-2	0	0	0
	その他(旅客等)	7	7	0	0	0	0
	転倒災害(内数)	3	5	-2	0	0	0
貨 物 取 扱		1	2	-1	0	0	0
	転倒災害(内数)	0	2	-2	0	0	0
農 林 業		27	21	6	0	0	0
	転倒災害(内数)	5	4	1	0	0	0
畜 産 水 産 業		26	23	3	0	0	0
	転倒災害(内数)	2	4	-2	0	0	0
商 業		61	86	-25	0	1	-1
	転倒災害(内数)	32	47	-15	0	0	0
通 信 業		4	9	-5	0	0	0
	転倒災害(内数)	0	5	-5	0	0	0
保 健 衛 生 業		60	72	-12	0	0	0
	転倒災害(内数)	31	40	-9	0	0	0
接 客 娯 楽 業		16	33	-17	0	0	0
	転倒災害(内数)	4	12	-8	0	0	0
そ の 他		45	57	-12	0	0	0
	転倒災害(内数)	23	30	-7	0	0	0
合 計		433	553	-120	4	2	2
	転倒災害(内数)	141	217	-76	0	0	0

* コロナ感染症による死傷者を除く。

道路貨物運送業における『労働基準監督署』別の発生状況

		合 計	盛 岡	宮 古	釜 石	花 巻	一 関	大 船 渡	二 戸
死亡災害	令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	増 減	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	【 備 考 欄 】								
死傷災害	令和6年度	40	14	1	1	12	3	2	7
	令和5年度	62	18	2	3	19	13	1	6
	増 減	-22	-4	-1	-2	-7	-10	1	1
	増 減 率	-35.5	-22.2	-50.0	-66.7	-36.8	-76.9	100.0	16.7
	令和4年度	61	24	0	1	18	9	3	6
	【 備 考 欄 】	注：令和5年の62件にはコロナ感染症が7件含まれるが監督署が特定出来ないため上の表と異なる。							

苦情受付状況について

岩ト協へ寄せられた苦情および模範運転等受付状況（5月末時点の一部抜粋）についてお知らせいたします。
是非社内でも情報を共有いただき、安全意識や運転マナーの向上に努めて頂きますようお願い申し上げます。

【令和6年度】

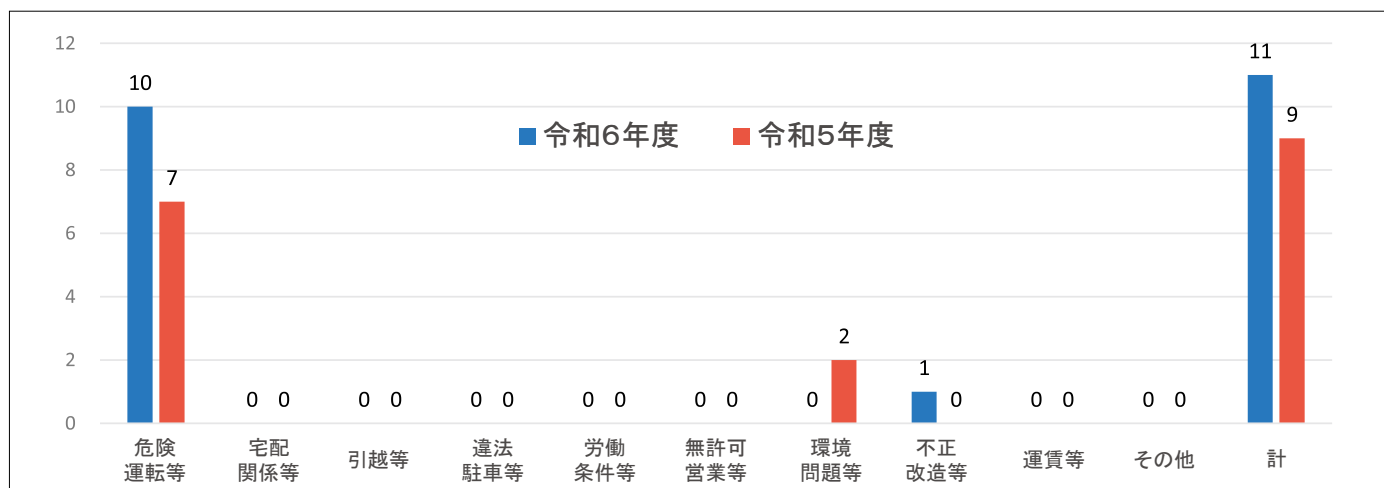
令和6年4月～令和6年5月

苦 情 内 容					通 報 者						受 付 媒 体				
種 類	件 数				事業者	トラック ドライバー	荷主	企業 (荷主以外)	一般 消費者	匿名	電話	メール	郵送	来訪	その他
	会員	非会員	不明	(計)											
危険運転等	7	1	2	10		3			2	5	7	2		1	
宅配関係等				0											
引越等				0											
違法駐車等				0											
労働条件等				0											
無許可営業等				0											
環境問題等				0											
不正改造等	1			1						1	1				
運賃等				0											
その他				0											
(計)	8	1	2	11	0	3	0	0	2	6	8	2	0	1	0

【令和5年度】

令和5年4月～令和5年5月

苦 情 内 容					通 報 者						受 付 媒 体				
種 類	件 数				事業者	トラック ドライバー	荷主	企業 (荷主以外)	一般 消費者	匿名	電話	メール	郵送	来訪	その他
	会員	非会員	不明	(計)											
危険運転等	2	1	4	7		3				4	4	2			1
宅配関係等				0											
引越等				0											
違法駐車等				0											
労働条件等				0											
無許可営業等				0											
環境問題等	1		1	2						2	2				
不正改造等				0											
運賃等				0											
その他				0											
(計)	3	1	5	9	0	3	0	0	0	6	6	2	0	0	1



◆ 苦情の内容

本日15時15分頃、秋田県大仙市付近の秋田自動車道(上り※無料区間)において、該当車両が2車線から1車線になるところで、急な割り込みをされ大変危険であった。その後、該当車両も高速道から一般道に降りて前方に走行していたが、最後に該当車両と分れる際に車内から携帯カメラを向けられ撮影されるような行動を取っており如何なものか。協会から注意していただきたい。

◆ 対応等

同日、該当事業所へ連絡。既に、相手方から同じ内容の苦情内容の連絡があったとの事。但し、既にドライバーにも状況を確認し、現在その相手から逆に煽り行為をされており、携帯電話で通話しながら走行している状況であるとの事であった。その後、再度相手から連絡があり携帯カメラで撮影されたとの連絡もあったとの事。その点も含め、該当ドライバーに確認後改めて連絡をいただく事にした。5/23 9:35 TEL 事業所より連絡あり、ドライバーに確認した結果、カメラで撮影したのは事実とのことである。

しかし、通報者の車両前方に入ったあと、後方から車間を詰めたり離れたり、煽り行為を受けたが、車両に後方ドライブレコーダーの搭載がないため、ドライバーは何か記録を残そうとしたことが理由とのことで悪意があるものではなく、事業所としては、これまで同様ドライバーへの指導、運行指示を行っていくとの事であった。

◆ 苦情の内容

本日13:30頃、国道46号線を秋田から岩手方面の峠の下りを走行中、後方から来た大型車の車間が近く、数kmの間、煽り運転を受け、恐怖を感じた。該当区間は50km/h制限のところ、自車のスピードも60km/hは出ており、途中で追い抜かせたが、その前の車両に追いついても同様の運転をしていて80km/hくらいで走行していたと思われる。

また、協会に来る前に該当事業所に赴いて直接話したところ、対応が事務的で感じが良くなかったため、対応結果の連絡は不要であるが、指導してもらいたい。

※支局にも訪問したが、混雑していたため断念したとのこと。

※通報者自身も過去にトラックドライバーをしていたことがあったとのこと。

◆ 対応等

当該事業所に連絡し、通報者が訪問していたこともあり内容は把握していたが、齟齬が無いか確認の上、ドライバーへの聞き取り、ドライブレコーダーでの事実確認を依頼。事業所でドライバー及びドライブレコーダーの映像を確認したところ、基本的に乗用車5台程度の車間距離を確保しており、常時車間が近いことはなかったが、カーブ等で前方車が減速した際に車間が詰まった箇所もあった。制限速度の超過があったのは事実であることから、速度遵守及び大型車では前車に圧迫感を与えるため、十分な車間距離の確保を運行管理者からドライバーに対して指導したとのこと。また、来訪があった際に運行管理者が不在にしていたため、事務的に受け止められる対応となったことについても陳謝があった。当方より、他ドライバーにも情報共有していただき、引き続き指導いただくよう依頼した。以上で対応を終了する。

会員の動きについて ※敬称略 ※5月末日時点

退 会	岩北運輸(株)	4月30日付	入 会	(株)葵興業	5月1日付	〒024-0051 北上市相去町滝の沢 11-3 TEL 0197-62-5264 FAX 0197-62-5265 ※北上支部
	(株)エムテック	4月30日付		アサヒフレッシュロジ(株) 北上センター	5月1日付	〒024-0051 北上市相去町大松沢 1-107 TEL 0197-71-2120 FAX 0197-67-2610 ※北上支部
	(有)高田組	4月30日付		(株)志紅急便 岩手営業所	5月1日付	〒023-1101 奥州市江刺岩谷堂字八日市 323-2 TEL 0197-35-3841 FAX 0197-35-3579 ※水沢支部
	マルゼン商事	4月30日付		(株)TSR 雫石営業所	5月1日付	〒020-0501 岩手郡雫石町仁佐瀬 36-15 TEL 019-613-9303 FAX 019-613-9304 ※中央支部
	(有)新道社	5月31日付		アサヒロジスティクス(株) 盛岡共配センター	5月1日付	〒020-0767 滝沢市大釜風林 88-2 TEL 019-656-1778 FAX 019-656-1779 ※北上支部 ⇒ 中央支部
	(有)常陽物流	5月31日付		(有)上村運送	5月1日付	〒028-5313 二戸郡一戸町鳥越字野月内館 82-5 TEL・FAX 0195-32-2055 ※旧 (有)ヤマダイ
代 表 者 変 更 (※新代表者を記載)	北栄運輸(株)	5月31日付	住 所 ・ 連 絡 先 変 更	業(株)	5月1日付	〒028-3445 紫波郡紫波町南伝法寺字田沢 31-30 TEL 019-656-1865 FAX 019-656-1864 ※中央支部
	共栄運輸(株)	丹治 寛記		幸栄運輸(株)岩手営業所	5月1日付	〒029-4503 胆沢郡金ケ崎町西根森山 4-19 TEL 0197-27-3071 FAX 0197-44-5120 ※北上支部 ⇒ 水沢支部
	(株)共栄運輸花巻	丹治 寛記		(株)大一物流 宮古営業所	5月1日付	〒027-0003 宮古市港町 401-7 ※宮古支部
	東山運輸(株)	小野寺 栄策		(株)ロジバルエクスプレス	5月1日付	〒024-0335 北上市和賀町後藤 2-106-138 TEL 0197-73-7535 FAX 0197-71-7233 ※花巻支部 ⇒ 北上支部
代 表 者 変 更 (※新代表者を記載)	柳田運輸(株) 一関営業所	武居 俊介	住 所 ・ 連 絡 先 変 更	岩手県トラック協会 久慈支部	5月1日付	久慈市巽町 2丁目 39 TEL 0194-53-6121 FAX 0194-52-2400

トルクレンチは振動や衝撃、水分に弱い精密機器です！

「**測定精度を維持する**」ため、
慎重な取り扱いが必要です
下記の点に注意しましょう！



使うときは

- ・落下させたり、強い衝撃を与えない
- ・立てて置かない
- ・ハンマーやテコの代わりに使用しない
- ・雨中や水中で使用しない

使用后

- ・設定トルクは最低値に設定する
- ・保管場所は振動や湿気
ほこりの無い場所に！



トルクレンチは使用に伴い、測定精度に狂いが生じる可能性があるため、定期的な精度確認として
年1回以上の校正（有償）が推奨されています。

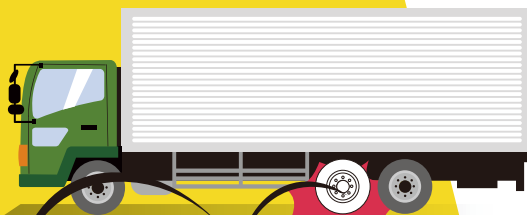
事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

防ごう 大型車の 車輪脱落事故

大型車の



危ない!



おと

おとさめのための 点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

トルクレンチで 適正締付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

動画をチェック!

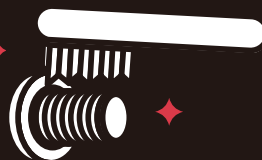
正しい点検方法
や連結式ナット
回転指示インジ
ケーターの使用
方法をご案内し
ています。



さ

さびたナットは 清掃・交換

ディスクホイール
取付面、ホイール
ナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、
ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。



な

ナット・ワッシャー 隙間に給脂

ホイールボルト、ナットの
ねじ部と、ナットとワッ
シャーのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄
く塗布し、回転させて油をなじませてください。

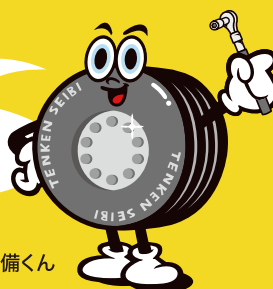


い

いちにち一度は 緩みの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、
ボルト、ナットを目で見て手で触って点検します。

「お・と・さ・な・い」
を徹底しよう!



Mr. 整備くん



詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDT・トラックス)
全日本トラック協会 日本バス協会 全国家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会
全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について

ISO方式

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



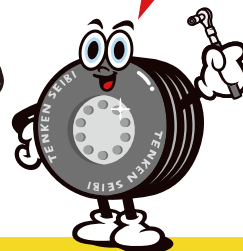
ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の
注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。
また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの 履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの 締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

